

高知県総務事務委託業務

入札説明書

令和8年6月

高 知 県

政府調達に関する協定の適用を受ける総務事務委託契約に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
高知県総務事務委託業務
- (2) 業務の特質等
別紙仕様書のとおり。
- (3) 契約期間
特定役務に係る契約の締結の日から令和11年9月30日まで
- (4) 特定役務の履行期間
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (5) 特定役務の履行場所
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁厚生棟2階総務事務センター分室内

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター
電話番号 088-823-9702
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
令和8年6月5日（金）から同年7月15日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。
イ ダウンロードによる交付の場合
令和8年6月5日午前9時から同年7月15日午後5時までの間に高知県のホームページの入札情報ページ(https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/)で交付する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県（以下「県」という。）の物品購入等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 調達物品の公告の日から開札の日までの間に、県から高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資

格停止措置を競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

- (5) 都道府県における次のア又はイの業務について、単年度契約の場合は令和3年4月から令和8年3月までの間に受託した契約が、また、複数年契約の場合は令和3年4月から令和8年3月までの期間の全部又は一部が契約期間に含まれる受託契約が、合わせて2件以上あり、かつそれらの受託契約を適切に履行した実績を有する者であること。

ア 総務事務の事務処理に係る委託業務

なお、ここでいう総務事務は、別紙仕様書に示す会計年度任用職員業務、共通経費支払業務、給与支給業務及び諸手当認定業務の中で、少なくとも2つ以上の業務を含むものであること。また、このことは、次のイにおいても同様とする。

イ 総務事務に関する情報処理システムの運用保守に係る委託業務

なお、ここでいう運用保守は、システムの運営・管理に加えて、職員からの問い合わせ対応及びシステムへの年末調整情報等業務データの登録作業を含むものであること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和8年7月15日（水）午後5時までに、2の(1)まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があつて、県から補正又は説明を求められた場合、令和8年7月24日（火）午後5時までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

5頁に掲載したものに必要事項を記入のうえ押印すること。

(2) 3(5)の実績を有することを証明する書類

令和3年4月から令和8年3月までの間の受託実績について、契約件名、契約の相手方、契約金額及び契約日を記した一覧表（様式は任意）を作成し提出すること。

なお、上記の一覧表に記載した契約に係る契約書、仕様書及び当該業務を適切に履行したことが確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 委託元の都道府県からの完了検査合格通知書の写

イ 委託料が支払われたことが分かる通帳の写等

(3) 補足資料

上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 入札に対する質問

別紙仕様書の内容など今回の入札について質問がある場合は、別紙2質問書を2(1)の場所に提出すること。

質問に対する回答は、令和8年7月10日（金）までに、以下に示す高知県会計管理局の入札情報ホームページ内に掲示する。

（ページアドレス：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/nyuusatujouhou-index>）

なお、質問書の提出方法は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又はFAX（電話にて着信を確認すること。）に限ることとし、提出期限は、令和8年7月2日（木）午後5時（郵送の場合は必着）とする。

6 入札及び開札等

（1）入札及び開札の日時

令和8年8月21日（金） 午前10時

（2）入札場所及び開札場所

高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下1階 第5会議室

（3）入札書の記載内容等（別紙3入札書・委任状様式（記載例含む）参照）

ア 入札書には次に掲げる事項を記載すること。

（ア） 入札書提出年月日

（イ） 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ。）。

（ウ） 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

（エ） 入札金額

入札金額は、納入に係る全ての費用を含んだ金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

（オ） 入札件名

（4）入札書の提出方法

ア 持参又は郵送により提出することとし、電送その他によるものは受け付けない。

イ 持参による場合は、上記（1）及び（2）の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。

ウ 郵送入札の取扱い

郵送による入札の場合は、書留郵便により、令和8年8月20日（木）午後5時までに、2（1）の場所に必着するように郵送しなければならない。

入札書の郵送方法は、別紙4物品購入等一般競争入札心得に定めるとおり。

なお、代理人による入札の場合は、「入札書在中の内封筒」と「委任状」を外封筒に同封すること。

(5) 見積内訳書の提出

ア 落札者は、入札金額の各会計年度（4月から翌年3月まで）別の見積額を記載した内訳書（様式は任意）を、入札日の翌日午後5時までに2(1)の場所へ提出すること。

イ アの見積内訳額は、各会計年度の支払予定額となるため、本委託業務に係る県の予算額と比べて、令和8年度は歳出予算額の範囲内とし、令和9年度から令和11年度までは、この間の債務負担行為額の合計額の範囲内とすること。

(6) その他入札に関する事項

別紙4 物品購入等一般競争入札心得による。

7 契約書の作成

要

8 契約条項

別紙5 契約書（案）のとおり。

9 資格審査に関する事項

上記3(2)に掲げる競争入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するのは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添付して高知県会計管理局総務事務センターに持参又は郵送により提出すること。

ただし、令和8年7月15日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着とする。）に申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。

また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書きするとともに、当該事項を申し出ること。

10 その他

(1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

(2) 本件調達に関し高知県政府調達苦情処理検討委員会から要請があった場合等、本件調達手続の停止等を行うことがある。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和8年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者の住所

商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(F A X 番号)

令和8年6月5日付けで入札公告のありました高知県総務事務委託業務の入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書の全ての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

一般競争入札（高知県総務事務委託業務）質問書

提出先 【郵送先】 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2-20
 高知県会計管理局総務事務センター 濱田、齊木
 【FAX送信先】 088-823-9266（着信確認先電話番号 088-823-9702）

作成及び提出上の注意事項

- ①提出は持参、郵送（書留郵便に限る。）又はFAX（電話にて着信を確認すること。）のいずれかにより行うこと。
- ②質問内容を確認することがあることから、質問者欄は必ず記入すること。
- ③質問内容は出来るだけ具体的に記入すること。
- ④質問ごとに本書を作成すること。

質問者	事業者名	
	担当者	
	担当者連絡先 電話番号	
質問内容	※枠内に記入できない場合、別紙により提出すること	

入札書・委任状様式（記載例含む）

※ 持参用

令和8年8月21日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏 名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名	高知県総務事務委託業務

備考

- 住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。
印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。
- 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入（委任者の押印は不要）し、その下に代理人の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。
- 入札金額の頭には、¥を付けてください。
- 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。ただし、押印を省略する場合は訂正はできません。
- 入札者又は代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。

記載例① 入札者本人が入札する場合

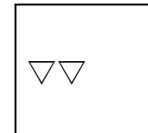
令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所 〇〇市△△町□□

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 △△



入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名	高知県総務事務委託業務

備考

1 住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。

印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入（委任者の押印は不要）し、その下に代理人の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。

3 入札金額の頭には、¥を付けてください。

4 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。ただし、押印を省略する場合は訂正はできません。

5 入札者又は代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。

記載例② 代理人が入札する場合

令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所 〇〇市△△町□□

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 △△ ▽▽

代理人 △△市□□町〇〇

〇〇 ××



委任状に押印した代理人の印を押印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名	高知県総務事務委託業務

備考

1 住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。

印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。

2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入（委任者の押印は不要）し、その下に代理人の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。

3 入札金額の頭には、¥を付けてください。

4 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。ただし、押印を省略する場合は訂正はできません。

5 入札者又は代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。

※ 郵送用（郵送の場合は、提出年月日を記入してください。）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏 名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名	高知県総務事務委託業務

※押印を省略する場合に記入してください。

責任者氏名

担当者氏名

連絡先（電話番号）

備考

- 1 提出年月日を記入してください。
- 2 住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。
印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。
- 3 入札金額の頭には、¥を付けてください。
- 4 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。ただし、押印を省略する場合は訂正はできません。
- 5 責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記入することにより、押印を省略することができます。なお、連絡先は競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の電話番号を記入してください。

記載例 ※ 郵送用（郵送の場合は、提出年月日を記入してください。）

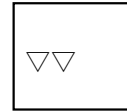
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所 ○○市△△町□□

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 △△



入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額	
契 約 件 名	高知県総務事務委託業務

※押印を省略する場合に記入してください。

責任者氏名

担当者氏名

連絡先（電話番号）

備考

- 提出年月日を記入してください。
- 住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。
印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。
- 入札金額の頭には、¥を付けてください。
- 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。ただし、押印を省略する場合は訂正はできません。
- 責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記入することにより、押印を省略することができます。なお、連絡先は競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の電話番号を記入してください。

委任状

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住所

(委任者)

⑩

氏名

私は、

{	住所	}	⑩	を代理人と定め
	氏名			

令和8年8月21日執行の下記委託業務の競争入札並びに見積書提出に関する一切の権限を委任します。

記

高知県総務事務委託業務

注意：委任者の住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。

委任者の印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。

代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。

委任状の記載例（代理人が入札する場合に必要）

委 任 状

令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

住所 〇〇市△△町□□
(委任者)

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 △△
▽▽ (印)

私は、
住所 △△市□□町〇〇
氏名 〇〇 ×× (印) を代理人と定め

令和8年8月21日執行の下記委託業務の競争入札並びに見積書提出に関する一切の権限を委任します。

記

高知県総務事務委託業務

注意：委任者の住所及び氏名は、必ず競争入札参加資格審査申請書で届けている「登録事業所」の住所及び氏名を記入してください。

委任者の印鑑は、「登録事業所」が高知県との契約や請求書等の書類に使用する代表者印を押印してください。法人であって、代表者印に商号（登録事業所の名称）が刻印されていない場合は、登録事業所名が刻印された社印も押印してください。

代理人について本人確認がされた場合は、押印を省略することができます。

物品購入等一般競争入札心得

物品購入等一般競争入札心得

高知県会計管理局総務事務センター

(目的)

第1条 物品の購入及び製造等の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として確認された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。

3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

4 押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は当該身分証明書を入札会場に持参すること。

5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

7 入札公告等において認められている場合は、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。

(1) 入札書は、契約対象件名、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。

なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る

入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

- (2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により指定の期日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108(110)分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。
- 5 前条第6項の規定による郵便等による入札にあっては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
- 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 7 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。
- 8 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（公告で指定した期日までに到達するものに限る。）する。

- (2) 入札執行中にある場合は、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にある場合は、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札書
- (6) 郵送による入札において、公告で指定した期日までに到達しない入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (5) 所定の入札箱に投かんしない入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札宣言)

第12条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に100分の8（10）を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する

者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(再度入札等)

第 14 条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2 回（初度入札を含め 3 回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、在席する入札者と随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第 15 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第 16 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名、押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

(議会議決案件の契約の確定)

第 17 条 高知県議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、高知県財産条例（昭和 39 年高知県条例第 37 号）の規定により高知県議会の議決を経た後に知事が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

第 18 条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第 19 条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。

附 則（平成 21 年 8 月 10 日 21 高事セ第 248 号）

(施行期日等)

この心得は、平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 21 日 23 高事セ第 49 号）

(施行期日等)

この心得は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。

契約書案

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 高知県総務事務委託業務
- 2 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 3 委託料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
9に該当する場合は、委託料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額を上限額とする。
- 4 契約保証金 納付 (¥) ・ 免除
- 5 成果物 有り ・ 無し
- 6 前金払 有り ・ 無し
- 7 著作権の帰属 委託者 ・ 委託者と受託者共有 ・ 受託者 ・ 無し
- 8 長期継続契約 該当有り ・ 該当無し
- 9 以内契約 (実費弁償方式による契約) 該当有り ・ 該当無し
概算払 有り ・ 無し
- 10 個人情報等取扱特記事項 有り (別記特記事項に基づく報告必要) ・ 無し
- 11 特記事項 債務負担行為に係る契約の特則、仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務、検査及び引渡し、委託料の支払、総括責任者等及び業務従事者、施設等の使用、契約終了時の引継

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

委託者 高知県
契約担当者 職 氏名 印

受託者 住所
氏名 印

(総則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 3 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。ただし、契約の目的物(以下「成果物」という。)が有る場合は、乙が成果物を甲に引き渡した後、甲は、その委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知(以下「仕様書等」という。)に従って、委託業務を履行しなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

- 第2条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

- 第4条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第23条、第29条、第29条の2及び第29条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならな

い。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。この場合においては、乙は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要と認める事項を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

（法令上の責任）

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第7条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第24条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（個人情報等の保護）

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（グリーン購入等）

第10条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務）

第11条 乙は、委託業務の内容が仕様書等又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第12条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。

(事情変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による契約期間の延長)

第16条 乙は、その責めに帰することができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に契約期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間の短縮)

第17条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第18条 成果物が有る場合は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。成果物が無い場合は、委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、成果物の有無にかかわらず、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第18条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(検査及び引渡し)

第19条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。ただし、成果物が有る場合は、乙は、履行期限までに業務完了報告書等を成果物とともに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。
- 4 成果物が有る場合、成果物の引渡しは、前2項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。
- 5 成果物が有る場合、成果物の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(以内契約の場合における委託料の額の確定)

第19条の2 契約書に確定的な委託料の額を定めずその限度額のみを定めた実費弁償方式による以内契約の場合、乙が委託業務を完了したときは、速やかに収支報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の収支報告書を受領したときは、委託業務の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 3 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費に係る適正な支出額とこの契約書に規定する委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 4 前各項の規定により委託料の額が確定したときは、次条中「第19条の検査に合格したときは」とあるのは「第19条の検査に合格し、前条の規定により委託料が確定したときは」と読み替えるものとする。

(委託料の支払)

第20条 乙は、第19条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(前金払)

第20条の2 前条の規定にかかわらず、委託業務を行うため必要があると甲が認めたときは、乙は、委託料の前金払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から15日以内に支払わなければならない。

(概算払)

第20条の3 前2条の規定にかかわらず、委託業務を行うため必要があると甲が認めたときは、乙は、委託料の概算払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から15日以内に支払わなければならない。

(委託料の精算)

第20条の4 乙は、前条第2項の規定により既に支払を受けた概算払額が、第19条の2の規定による委託料の確定額を超えるときは、その超過額を甲の指示に従って甲に返還し、当該概算払額が委託料の確定額を下回るときは、その不足額を甲に請求するものとする。

(部分引渡し)

第21条 委託業務について、成果物が有る場合で甲が仕様書において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第19条中「委託業務」とあるのは「仕様書において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「仕様書において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべき

ことを指定した部分に係る成果物」と、第20条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第19条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第20条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 第20条の2の規定による前払金がある場合は、当該前払金を前2項の規定により準用される第20条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る委託料から控除するものとする。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

- 第22条 乙が契約期間内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第28条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙が委託業務を完了できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。
- 2 前項の延滞違約金の額は、委託料から出来高部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。
 - 3 甲の責めに帰すべき事由により、第20条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

(契約不適合責任)

- 第23条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、第28条の規定による損害賠償の請求並びに第24条、

第24条の2及び第24条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

- 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の解除権）

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - （2）契約期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - （3）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - （4）破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - （5）自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - （6）この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
 - （7）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 第2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第24条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- （2）役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- （3）役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又

- は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
 - (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第7条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第24条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第29条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引

分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

- 2 第24条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（甲によるその他の解除権）

第25条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第24条第1項、第24条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第14条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除後の出来高払）

第27条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、甲の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって甲が利益を受ける部分（以下この項において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出来高に相応する委託料（以下この条及び次条において「出来高委託料」という。）を支払うものとする。ただし、次条第1項の規定に基づいて乙が甲に返還すべき第20条の2の規定に基づく前払金又は第20条の3の規定に基づく概算払額及び次条第1項の規定に基づいて乙が甲に支払う利息（以下この条及び次条において「前払金等」という。）の合計額が、甲が乙に支払うべき出来高委託料の額を下回る場合には、甲は、当該乙から返還又は支払を受けるべき前払金等の額に相当する額を控除して出来高委託料を支払うものとする。

- 2 次条第1項の規定に基づき乙が返還又は支払をすべき前払金等の合計額が、前項本文の規定に基づき甲が乙に支払うべき出来高委託料の額を上回る場合には、甲は乙に対して出来高委託料を支払うことを要しない。この場合において、乙は、当該甲から支払を受けられなかった出来高委託料の額の限度において、次条第1項に定める前払金等の返還及び支払義務を免れるものとする。

（契約解除後の前払金等の返還等）

第27条の2 第20条の2の規定による前払金又は第20条の3の規定による概算払が行われている場合において、契約が解除された場合、乙は、受領した前払金又は概算払額を甲に返還しなければならない。この場合において、解除が第24条、第24条の2又は第24条の3の規定によるものである場合には、受領した前払金又は概算払額に、これを受領した日から返還した日までの日数に応じて、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の利息を付して返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

- 2 甲が前条第1項ただし書の規定に基づき乙から返還又は支払を受けるべき前払金等の額を控除して出来高委託料を支払った場合、乙は、前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により甲から支払を受けられなかった出来高委託料の額の限度において、前項に定める前払金等の返還及び支払義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第28条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。
- 2 甲は、第24条第1項又は第24条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第24条第2項に定める（第24条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
 - 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

- 第29条 乙は、第24条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第24条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第24条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
 - 4 前3項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
 - 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第29条の2 乙は、第24条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。
 - (1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第24条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - (2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - (3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第24条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第29条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

第30条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を甲の指定する期間（第29条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第29条の2に規定する違約罰としての違約金に

- あつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第31条 第22条第2項及び第3項、第27条の2第1項、第29条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(成果物の著作権が甲に帰属する場合の取扱い)

- 第32条 成果物の著作権が甲に帰属するときは、委託業務の成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。)は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、次の各号に掲げる行為をすることができる。
- (1) 成果物を利用して甲の業務を実施すること。
 - (2) 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- 4 乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 5 乙は、甲に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- 6 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果物の著作権が甲乙共有に属する場合の取扱い)

- 第33条 成果物の著作権が甲乙共有に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって甲乙共有に属するものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前条第2項第1号及び第2号に掲げる成果物の利用に同意するものとし、甲以外の第三者に許諾しないものとする。
- 3 乙は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 4 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が甲乙共有に属する場合に準用する。

(成果物の著作権が乙に属する場合の取扱い)

第34条 成果物の著作権が乙に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって乙に属するものとする。

2 第32条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が乙に属する場合に準用する。

(特約事項)

第35条 この契約が地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の場合、甲は、翌年度以降の甲の歳出予算においてこの契約の契約金額が、減額又は削除された場合にはこの契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第36条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第37条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第38条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

特記事項

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円

2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第2条 契約書第11条に規定する仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務について、乙は、委託業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 契約書第19条に規定する検査及び引渡しについて、乙は、当月の委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。(各年度3月履行分に関しては、3月末日までに、業務完了報告書を提出するものとする。)

2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領したときは、速やかに業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。

3 前項の検査の結果、実施した業務の内容が仕様書等に適合しない場合において、業務について補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。

(委託料の支払)

第4条 契約書第20条に規定する委託料の支払について、乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し別記2「委託料の月別支払額表」の月欄に掲げる月の区分に応じ、同表の支払額欄に掲げる額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(総括責任者等及び業務従事者)

第5条 乙は、委託業務の実施にあたり、委託業務全体の遂行を総括する総括責任者及び各業務の遂行に責任を持つ業務責任者(以下「総括責任者等」という。)を定め、書面により総括責任者等一覧表を甲に提出するとともに、甲の定める委託業務の履行場所に総括責任者等を常駐させ、委託業務の指揮にあたらせなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関する連絡及び確認等を、原則として、総括責任者等を通じて行うものとし、甲は、委託業務の履行に関する委託者としての指示は、原則として、乙の選任した総括責任者等に対して行うものとする。

3 乙は、乙の従業員を委託業務に従事させるにあたっては、委託業務の遂行に関し、必要な知識及び技能を有する者を適切に配置するものとする。

4 乙は、施設の安全管理のため、委託業務に従事する従業員の一覧表を甲に提出しなければならない。

5 乙は、第1項及び第4項に規定する事項について変更があった時は、書面により速やかに甲に報告しなければならない。

(施設等の使用)

第6条 甲は、委託業務の履行のために必要な施設、備品及び参考図書等（以下「施設等」という。）を乙に無償で提供するものとする。

- 2 前項により提供された施設等の光熱水費については、甲が負担するものとする。
- 3 乙は、第1項により施設の提供を受けた場合において、業務従事者に対して安全衛生管理上の責任を負うものとし、甲は、乙の施設等の使用に際しては、必要な配慮を行うものとする。
- 4 乙は、甲から提供された施設等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 5 乙は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を破損したときは、甲の指定した期間内に現状に回復し、若しくは代品を納め、又は損害を賠償しなければならない。

(契約終了時の引継)

第7条 乙は、契約期間が満了し、又はこの契約を解除され、別途委託業務に係る受託者が決定したときは、当該受託者への引継ぎを円滑かつ誠実に行うとともに、必要な文書（電磁的記録を含む。）を遅滞なく甲に提供しなければならない。

別記

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方

- (4) 再委託が必要である理由
 - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
 - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人

番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。

4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

委託料の月別支払額表

(単位:円)

年度	月	支払額
令和8年度	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
合計		

年度	月	支払額
令和9年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
合計		

年度	月	支払額
令和10年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
合計		

年度	月	支払額
令和11年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
合計		

総合計	
-----	--